七三　二六GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に基づく価額競争の参加の申請期間等を定める件　九　48　三七
七四　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一〇　49　一二
七五　市の境界変更の件　一三　三
七六　消防法第二十一条の四第二項により型式承認した検定対象機械器具等を同条第三項の規定に基づき公示する件　一六　二
七七　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　一八　55　二一
七八　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　一八　55　二二
七九　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件　一八　55　二五
八〇　インマルサット人工衛星局の通信圏を定める件　二三　四
八一　電波法第六条第八項第五号の規定に基づく総務大臣が公示する区域を定める件　二三　61　八七
八二　電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件　二三　61　八七
八三　陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件　二三　61　八八
八四　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　二三　61　八九
八五　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二三　61　九〇
八六　周波数割当計画の一部を変更する件　二三　61　九七
八七　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　二三　61　一八
八八　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　二三　61　二九
八九　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件の一部を改正する告示　二三　61　一三七
九〇　予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示　二三　61　一三八
九一　無線設備規則第二十四条第三十六項及び別表第三号72において定められている無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件　二四　63　四八
九二　宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件　二四　63　四九
九三　登録証明機関の技術基準適合証明の業務の休止に関する件　二五　五
九四　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める告示の一部を改正する件　二五　66　四四
九五　二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める件　二五　66　四五
九六　周波数割当計画の一部を変更する件　二五　66　四六
九七　電気通信番号計画の一部を変更する件　二五　66　四八
九八　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示　二五　67　二四一
九九　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示　二五　67　二四三
一〇〇　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示　二五　67　二四三
一〇一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に